

やまなしクリエイティブ人材誘致事業

業務委託仕様書

山 梨 県

1 業務の名称

やまなしクリエイティブ人材誘致事業業務

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 業務の目的

本県は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、全国に先駆けて都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ新たなライフスタイルである「二拠点居住」を推進し、東京圏との良好なアクセスや豊かな自然環境、本県独自の魅力を活かして二拠点居住地としてのブランド力の強化を促進してきた。その結果として、東京圏からの新たな人の流れが生まれ、特に先進的・創造的なノウハウを持ち、地域課題の解決方法を提案・実践する意向のある人材（以下、「クリエイティブ人材」という。）の流入による地域の活性化事例が創出されるようになった。

本業務は、東京圏の潜在的なクリエイティブ人材をメインターゲットに、既に本県で先進的・創造的な取り組みを行う者等と連携したセミナーやフィールドワークを実施するとともに、本県 WEB メディアやインターネット広告等を活用した効果的な PR を行うことで、二拠点居住地・移住地としての本県ブランド力の強化及び「人が人を呼ぶ」人口流入の好循環、地域の活性化事例の創出による持続可能な未来の創造を目的とする。

4 業務の内容

(1) 基本方針

- ア 本業務の目的に即したキャッチコピーを提案し、県と協議の上、決定すること。
- イ 本業務全体の実施スケジュールを提示し、実施する内容の目的及び効果について、具体的に説明すること。
- ウ 本業務の実施にあたっては、定期的に県と協議し、内容を調整すること。また協議の際は議事録を作成すること。
- エ 本業務に要する費用はすべて受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。

(2) セミナーの開催

- ア 本県での二拠点居住や移住に関心のある層や、地域課題の解決や地域活性化に向けた取り組みに意欲のある層に対し、既に本県で先進的・創造的な取り組みを行う者等と連携したセミナーを1回以上開催し、二拠点居住地・移住地としての本県の魅力を発信するとともに、フィールドワークへの参加に繋げること。
- イ 参加者数については合計40名以上の参加を目指すこと。
- ウ 参加者に対しアンケートを実施し、意見等の分析をわかりやすくとりまとめ、報告すること。また、それらの分析を踏まえて、適宜、業務内容に関する改善の提案を行い、実施中又は実施予定の業務に反映すること。

(3) フィールドワークの開催

- ア 本県が抱える地域課題を理解し、地域課題の解決に向けたアクションプランを策定するためのフィールドワークを2回以上実施すること。
- イ フィールドワーク実施前には、本県に関する情報の整理や各参加者の自己理解の深化等を目的とした事前研修を行うこと。また、フィールドワーク実施後には、アクションプランのブラッシュアップ等を目的とした事後研修を行うこと。
- ウ アクションプランの策定にあたっては、既に本県で地域課題の解決に向け先導的・創造的な取り組みを行う者や地域のコアとなる人材をアドバイザー及びメンターとするなど、実現可能性の高いアクションプランの策定が出来るよう工夫するとともに、フィールドワークを通じ、参加者同士や参加者と県内のステークホルダー、拠点となり得るサテライトオフィス等との繋がりを創出し、本業務実施後にアクションプランの実行が円滑に行えるよう工夫すること。
- エ 実施後に、参加者が本県の関係人口や二拠点居住者、移住者となるよう工夫すること。
- オ 各回1泊2日～2泊3日を基本とし、各回15名程度の参加を目指すこと。
- カ 食費については原則参加者負担とするとともに、その他参加者から負担を求める必要がある場合には、事前に県と協議の上、徴収するものとする。
- キ 参加者に対しアンケートを実施し、意見等の分析をわかりやすくとりまとめ、報告すること。また、それらの分析を踏まえて、適宜、業務内容に関する改善の提案を行い、実施中又は実施予定の業務に反映すること。

(4) 本県 WEB メディアやインターネット広告等を活用した効果的なPR

- ア 本業務に関する記事を作成し、本県 WEB メディアに掲載すること。その本数、内容及び掲載のタイミングについては、県と協議の上、決定すること。また、記事の作成にあたり、県外のクリエイティブ人材や本県 WEB メディアユーザーへの訴求力を強め、二拠点居住地・移住地としての本県のブランド力強化に繋がるよう工夫すること。
- イ 本県 WEB メディアと連携の上、インターネット広告や受託者が有するネットワークにより効果的なPRを行うとともに、本県 WEB メディアアクセス数の増加や本県二拠点居住・移住相談窓口への流入に繋がるよう工夫すること。

5 計画書、報告書の提出

(1) 業務計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ア 業務の実施方針
- イ 実施地域・体制
- ウ 参加者目標数及び業務目的の達成手段
- エ 業務スケジュール

(2) 実績報告書の作成

業務完了後、実績報告書について令和6年3月31日（日）までに書面及び電子データで県に提出すること。

なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上、決定する。

(3) その他

提出された計画書、報告書の著作権は、県に帰属し、一般公開することがある。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 本業務で知り得た県及び参加者等の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう注意すること。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

イ 本業務への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記1「個人情報取扱注意」事項を守ることとする。

7 その他

(1) 県は、受託者に対し、業務に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など業務に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。

(2) 県は、必要に応じ、業務実施状況について受託者に対し随時報告を求めることができる。

(3) 本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。

(4) この仕様書の内容を変更することが本業務のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。

(5) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議の上、決定すること。